

新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表について

令和5年1月31日

本組合の罹患者数の公表については以下のとおりといたします。

○職員の感染に関する情報

新型コロナの感染症法上の位置づけについて、政府が大型連休明けの5月8日に「5類」に移行する方針を決定しました。

これを受け、これまでウェブサイトに掲載してきた罹患者の公表については1月末までとし、2月1日以降は公表しないことといたします。

○大崎広域ほなみ園での感染に関する情報

感染による臨時休園等の措置が講じられた場合のみ、組合ウェブサイト上でお知らせします。

○施設の利用制限に関する情報

新型コロナウイルスの感染確認により、施設の利用制限等の措置が講じられた場合は、組合ウェブサイト上で公表します。